

◎新潟県告示第1424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年12月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 荒井浜黒川線
- 2 供用開始の区間
胎内市十二天字前153番1から同市十二天字糸ノ橋219番まで
- 3 供用開始の期日 平成24年12月7日